

財 関 第 3 1 4 号
令和 5 年 3 月 2 9 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。